

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第 9 4 条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第 9 5 条の規定により公告する。また、同法第 9 8 条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第 9 9 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

中札内村長 川尻 年和



記

公 売 の 日 時	公売の開始及び 締め切りの日時	令和 8 年 1 0 月 1 8 日 (日)	1 0 時 0 0 分から 1 0 時 1 0 分まで
公売の場所	中札内村役場 会議室 2		
公売の方法	入札 (公売公告別紙 2 に記載する売却区分ごとに売却する。)		
開札の日時	入札終了後即時		
開札の場所	中札内村役場 会議室 2		
売却決定の日時	入札決定後即時		
売却決定の場所	中札内村役場 会議室 2		
買受代金の納付期限	売却決定後即時		
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。		
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。		
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当をうけることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を中札内村役場住民課に申し出てください。		
買受人の資格 その他の要件	国税徴収法第 92 条又は第 108 条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。		
その他公売条件等	公売公告別紙 1 のとおり		
公売財産の表示	公売公告別紙 2 のとおり		
公売保証金	公売公告別紙 2 は、庁舎内に公告してあります。		
見積価額	なお、中札内村ホームページ (https://www.vill.nakasatsunai.hokkaido.jp) にも掲載しています。		
公売財産の下見	入札開始時刻の 30 分前に開場し、下見を行います。		